

様式第12号の2 (第19条の2 関係)

県営住宅等の入居者の負担とする修繕についての同意書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 (署名)

このたび、下記の県営住宅等の入居を許可されましたが、住宅の修繕については、下記の内容を十分に理解した上で、退去時や住宅明け渡し時の原状回復に当たっては、下記に示された部分の修繕について入居者の負担とすることに同意いたします。

記

- 1 入居を許可された県営住宅等の名称
県営住宅
特別県営住宅 団地 棟 号室
準県営住宅
- 2 県営住宅等の入居者の負担とする修繕部分を決定するに当たっての背景
 - ・ 入居者が通常負担すべき修繕は、入居者の故意・過失、善管注意義務違反その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等である。
 - ・ ただし、県営住宅は、特に低廉な家賃設定をしていることから、民間企業が通常行っている減価償却費や修繕費等の家賃への転嫁ができないこと。
 - ・ また、家賃の設定に当たっては、建設時からの経過年数に応じて算出される係数により建物減価分が毎年減額されているため、通常の住宅使用による自然減価分が毎月の家賃に含まれていないこと。
 - ・ 以上のことから、維持管理に必要な経費が家賃により回収できないため、退去時や住宅明け渡し時の原状回復に当たっては、一部の通常損耗や経年劣化を含む修繕について入居者の負担となるもの。
- 3 県営住宅等の入居者の負担とする修繕部分
別紙一覧表のとおり。加えて、入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等を生じさせた箇所。